

くらしのガイド

電話はできるだけ各課直通ダイヤルのご利用を。市役所・各区役所の代表電話 ☎082-245-2111(共通)

区役所ファクス			
中	541-3835	安佐南	877-2299
東	262-6986	安佐北	815-3906
南	252-7179	安芸	822-8069
西	232-9783	佐伯	923-5098

記号の説明

対象者 日時 会場 内容 ¥参加費など 持持参物 申込み方法 問い合わせ先 HP ホームページ

料金を記載のないものは、無料、申込不要。1時間未満の催しは、開始時間のみ記載。休は、3月1日～31日までの土・日曜日、祝・休日以外を休館日としている場合に記載します

「高校生*」は、高校生相当年齢の人、「シニア」は65歳以上の人です ※年齢の証明が必要

いいきい は高齢者いきいき活動ポイント、いいきい は広域都市圏ポイント対象事業です ※同時に受領不可

申し込みの際の必要事項

- 催し名・講座名 ●〒住所
 - 氏名(ふりがな) ●年齢(児童生徒は学年も) ●電話番号
 - その他記載事項
- ※往復はがきの場合は返信面も明記

市ホームページ/公式SNS など

市は、これらを利用して、暮らしに役立つ情報を発信しています

ホームページ	LINE
X	フェイスブック
Instagram	YouTube

テレビ広報番組

元就。二百万一心!

RCCテレビ 土曜日 21:54~22:00

鈴木福のミミヨリ! ひろしま

RCCテレビ 日曜日 21:54~22:00

(放送日時は変更になる場合があります)

福祉・健康

視覚障害者向けiPhone講習会

市内に在住の視覚障害者。介助者の同伴は1人可
 日3月20日(祝)10:00~12:00、13:00~15:00
 場市総合福祉センター
 内iPhoneで「Be My Eyes」(ボランティアが遠隔で視覚障害者の日常の困り事などを解決するアプリ)を体験
 持iPhone
 申電話かファクスで、3月15日(金)12:00までに、視覚障害者福祉協会へ。先着各回5人
 問☎264-4966、☎567-4977

講座・講習会

農林体験教室
 対①②18歳以上(①5~18歳未満は同伴可)

講座名	日時	HP
①森いきいき里山体験教室	4/27~12/14の(土)9:30~12:30。全5回	
②ふれあい農業教室	5/2~11/28の(木)9:30~12:00(初回のみ15:00まで)。全10回	

※①②雨天順延
 場安佐南区沼田町吉山
 内地元の農家の指導で①タケノコ掘り、炭焼き、柿もぎ体験など、②枝豆やサツマイモなど野菜の畑づくりから収穫までを体験
 ¥①5,000(18歳未満は1,000)円/人、②5,000円/人
 申市HPかはがきで、必要事項(4頁左)、メールアドレスを、3月15日(金)(必着)までに、「〒731-0193 安佐南区農林課」(住所不要)へ。抽選①②各30人(新規応募者を優先)
 問☎831-4950、☎877-2299

少年非行対策セミナー

市内に在住か通勤・通学の人
 日3月16日(土)14:00~16:00
 場中区地域福祉センター
 内少年非行問題に関する講演
 講師法務省広島矯正管区更生支援企画課事務官・濱野克光氏など
 申市HPか電話で、3月11日(月)までに、教育委員会会育成課へ。先着80人
 問☎242-2155、☎242-2018

日本政治のゆくえ-低迷からの脱却を目指して-

日3月16日(土)14:00~16:00
 場ゆいぽーと
 講師広島修道大学国際コミュ

家庭の大型ごみを3月20日(祝)に自己搬入できます(予約者限定)
 申3月6日(水)9:00~19日(火)17:00までに、市HPで。先着800人
 問安佐南工場(☎848-1114、☎848-1189)
 市HP ページ番号 264760

ニティ学部教授・三上貴教氏
 申同施設HPか直接、電話、ファクスで、3月15日(金)までに。先着20人。託児(6カ月~未就学児)希望は3月9日(土)までに。先着3人
 問☎248-3320、☎248-4476
 休(月)、3月20日

シルバー人材センター文化教室(4~6月)

曜日	教室名(回数)
月	初めての韓国語、季節の生け花(3)、シニアのための健康フラ、いすで茶の湯裏千家
水	大人のピアノ、リフォーム洋裁
木	楽しいウクレレ教室、着物着付け、書道、ハガキ絵&筆文字(3)
金	ハーダンガー刺繍、楽しい水彩画、英字新聞に親しもう、大人のピアノ、まったく初めての川柳
土	英字新聞に親しもう、フラワーアレンジメント、リフォーム洋裁、大人のピアノ、実用書道

※回数記載のないものは全6回
 ¥3回/4,110円、6回/8,220円。いずれも別途教材費が必要
 申電話かファクスで、3月14日(休)までに。先着順
 問☎223-1156、☎223-8528

募集します

郷土資料館・文化財団文化財課合同ボランティア説明会

対高校生*以上
 日3月17日(日)9:30~11:30
 場郷土資料館
 内歴史や文化に関する体験・出張事業の補助など、ボランティアの概要を説明
 申電話で、3月13日(水)までに、同財団文化財課へ。先着15人
 問☎568-6511、☎568-6513

消費生活モニター

市内に在住の18歳以上(高校生は除く) 期間4月~来年3月
 内月1回程度、小売店などで食品や日用品の価格・需給状況の調査など
 謝礼6,000円程度/年
 申市HPか往復はがきで、必要事項(4頁左)、応募動機を、3月11日(月)(必着)までに、消費生活センター(〒730-0011 中区基町6-27)へ。選考8人(各区1人)
 問☎225-3329、☎221-6282
 休(火)

障害者を対象とした求人情報

業務場所	職名/募集人数	職務内容	給与(報酬は除く)	締切日 試験日	採用日	申込先	HP
ワークステーション(市役所、東・西・安佐南・安芸区)	業務推進員(会計年度任用)①知的障害者、②精神障害者/①②各若干名	文書の仕分け、郵便物の封入・封かん、パソコンの入力作業など	月額約14万7000円	3/27(水)(必着) ①4/17(水)、②1次4/5(金)、2次4/18(木) 6/1予定		障害自立支援課 ☎504-2148 ☎504-2256	① ②

求人情報 詳しくは募集案内(申込先、市役所市民ロビーなど)、市HPなどで。

業務場所	職名/募集人数	職務内容	給与(報酬は除く)	締切日 試験日	採用日	申込先	HP
区福祉課	母子・父子自立支援員(会計年度任用)/若干名	ひとり親家庭、寡婦の生活全般の相談、自立支援の助言指導	月額約17万5000円	4/8(月)(必着) 4/19(金) 6/1予定		子ども・家庭支援課 ☎504-2723 ☎504-2727	

軽自動車税(種別割)などの申告・手続きをお忘れなく

次に該当する人は、期限内に軽自動車税(種別割)などの申告・手続きを行ってください。
 ●軽自動車などを取得した人、市内に主たる定置場(主として駐車する場所)を移した人は15日以内に
 ●廃車や譲渡で所有しなくなった人、市外へ主たる定置場(主として駐車する場所)を移した人は30日以内に
 また、②~④は、自動車検査証などの記載内容を変更する手続き(15日以内)が必要です。詳しくはお問い合わせを

車種	書類の提出先	問い合わせ先
① 原動機付自転車(125cc以下か1.0kw以下) 小型特殊自動車(農耕トラクタ、フォークリフトなど)	取得時: 最寄りの市税事務所・税務室 廃車時: 最寄りの市税事務所・出張所	市税事務所管理係(☎中央504-2558、東部568-7715、西部532-0937、北部831-4932)、税務室(☎南250-8946、安芸821-4913、佐伯943-9716、安佐北819-3913) ※☎は4頁左
② 二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	中国運輸局広島運輸支局(西区観音新町四丁目13-13-2) ☎050-5540-2068(自動音声案内)、☎233-7752	
③ 二輪の小型自動車(250cc超)	軽自動車検査協会広島主管事務所(西区観音新町四丁目13-13-4) ☎050-3816-3080(自動音声案内)、☎503-8524	
④ 三輪、四輪以上の軽自動車		

【ご注意を】軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、軽自動車などを所有し、主たる定置場が市内にある人に対して課税されます。4月2日以降に廃車した場合も、その年度分の軽自動車税(種別割)は全額課税されます

商品であって使用しない軽自動車などの種別割の課税免除について

対中古軽自動車などを販売する(古物営業法第3条に規定する古物営業の許可を受けている)人
 申所定の申請書などを、4月1日(月)~12日(金)に、市税事務所・税務室へ。申請書は市HP、同所・同室で

市HP ページ番号 2129

問中央市税事務所軽自動車税係(☎504-2777、☎504-2378)

会社などを退職した人へ

国民年金の届け出や医療保険への加入などをお忘れなく

●退職後は国民年金の届け出を20歳以上60歳未満の人が、退職などにより厚生年金保険などから脱退した場合、国民年金に加入する届け出が必要です。退職した人に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者も届け出が必要です。将来、老齢年金などの年金を受給するために、忘れずに手続きしましょう。
 問区保険年金課(☎は4頁左)

区	電話	区	電話
中	504-2556	安佐南	831-4931
東	568-7712	安佐北	819-3910
南	250-8944	安芸	821-4910
西	532-0935	佐伯	943-9713

●退職後も医療保険にご加入を
 全ての国民は、医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、健康保険など)への加入が法律で義務付けられていま

す。このため、退職してこれまでの医療保険の資格を失うと、何らかの医療保険に加入する必要があります。一般的に、次の三つが考えられます。
 ①退職前の健康保険に継続加入
 ②家族の健康保険(国民健康保険は除く)に扶養家族として加入
 ③国民健康保険に加入
 加入する医療保険によって、保険料や加入手続きが異なります。退職前に、①②は勤め先、③はお住まいの区保険年金課にお問い合わせを。
 問区保険年金課(☎は4頁左)

区	電話	区	電話
中	504-2555	安佐南	831-4929
東	568-7711	安佐北	819-3909
南	250-8941	安芸	821-4910
西	532-0933	佐伯	943-9712